

# 児童厚生員（児童館 6 時間勤務）

## 勤務条件について

こども家庭局 子育て支援課

### 1. 任用根拠

パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号）

### 2. 任用期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（うち 1 月は条件付採用期間となります。なお、実際の勤務日数が少ない場合には勤務日数が 15 日に達するまで期間は延長されます。）

※再度の任用の際にも、その都度条件付採用期間が付されます。

### 3. 再度の任用

翌年度も同じ職が設置され、能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。

（任用の年数に上限はありませんが、任用期間が通算して 5 年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。）

### 4. 勤務場所

葉山児童館、葉山東児童館、治田児童館、治田西児童館、大宝児童館、大宝西児童館のいずれかに配属。

但し、勤務シフトにより、配属外の勤務場所となる日もあります。

### 5. 職種

児童厚生員

### 6. 従事すべき業務の内容

#### （1）児童館運營業務

- ① 子ども支援（遊びの場提供、遊びを通じた集団的・個別的指導等）
- ② 子育て・親育ちの支援（親育ちサポート、子育て相談・情報提供、親子交流の場提供等）
- ③ 地域・団体等支援（子育てサークル等の育成・支援、協働によるまちづくり事業の展開、地域関係機関との連携等）
- ④ 運營業務に係る軽微な事務処理

#### （2）施設防火管理を含む日常施設内外の管理点検補助

#### （3）施設環境整備（ごみ搬出、清掃、雑草除草等）

#### （4）施設遊具等備品管理点検補助

#### （5）その他、所属長が指示すること

### 7. 勤務日

週 3 日勤務（毎週火曜日、金曜日、及び、水曜日又は木曜日のうち 1 日）

但し、所属長が命じた場合は、この限りではありません。

（年に数回、2 時間程度の内部研修等への出席あり（原則、代休対応））

月平均勤務日数 13 日

8. 始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項

- (1) 始業 ( 10時20分 ) 終業 ( 17時10分 )  
(2) 休憩時間 ( 50分 )  
(3) 時間外勤務の有無 ( 有 ・ 無 )  
(4) 休日勤務の有無 ( 有 ・ 無 )

9. 勤務しない日

- ・週休日(振替:有) 定例日(毎週月土日曜日及び水又は木曜日)  
但し、年に数回、2時間程度の内部研修等への出席あり(原則、代休対応)
- ・国民の祝日に関する法律による休日
- ・年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)

10. 休暇

- (1) 年次有給休暇 ( 初年度5日 )  
①現年付与分+②前年度繰越分=年次有給休暇数 ※日数は任用通知書に記載  
※任用期間や条件及び勤続年数により日数は異なる場合があります。  
※特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。
- (2) その他の休暇
- ① 有給 ( 私傷病、夏季厚生休暇、忌引、公民権行使、官公署出頭、退勤途上、出勤困難、生理日の就業困難、公務上の傷病、現住居の滅失等、結婚 )
  - ② 無給 ( 妊産疾病、骨髄等ドナー、産前、産後、保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間 )

11. 育児休業等

- (1) 育児休業 ( 可 ・ 不可 )  
(2) 育児短時間勤務 ( 不可 )  
(3) 部分休業 ( 可 ・ 不可 )

12. 給与

- (1) 報酬の額(地域手当相当額を含む)  
ア 月額 ( 円)、イ 日額 ( 円)、ウ 時間額(1,200円)
- (2) 賞与の支給 ( 有 ・ 無 )  
(3) 通勤費の支給 ( 有 ・ 無 ) 市規定により支給(常勤職員に準ずる)  
(4) 支払日  
① 報酬 翌月 21 日 ( 末日締め )  
② 通勤費 翌月 21 日 ( 末日締め )
- (5) 支払方法 ( 指定口座への振込み )  
(6) 給与支払時の控除(法令の規定に基づくものを除く。) ( 無 )  
(7) 昇給 ( 無 )

13. 社会保険等

- (1) 社会保険に関する事項  
( 厚生年金 ・ 滋賀県市町村職員共済組合 ・ 加入なし )
- (2) 雇用保険に関する事項 ( 有 ・ 無 )

(3) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

- ・労働者災害補償保険法により補償されます。

14. 退職に関する事項

- (1) 任用期間が満了した場合には、退職することとなります。
- (2) 自己都合退職の手續（退職する30日以上前に届け出て下さい。）
- (3) 免職の事由及び手續

① 分限免職（地方公務員法第28条第1項）

次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。

- ア 勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ウ ア及びイのほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

② 懲戒免職（同法第29条第1項）

次の場合のいずれかに該当するときは、免職される場合があります。

- ア 法律又は条例、規則若しくは規程に違反した場合
- イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

(4) 定年制（無）

(5) その他の離職事由

- ・死亡した場合
- ・地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合

15. 退職手当（無）

16. 服務

任期中、地方公務員法の服務に関する以下の各規定が適用されます。

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| (1) 服務の根本基準             | (地方公務員法第30条) |
| (2) 服務の宣誓               | ( " 第31条)    |
| (3) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ( " 第32条)    |
| (4) 信用失墜行為の禁止           | ( " 第33条)    |
| (5) 秘密を守る義務             | ( " 第34条)    |
| (6) 職務に専念する義務           | ( " 第35条)    |
| (7) 政治的行為の制限            | ( " 第36条)    |
| (8) 争議行為等の禁止            | ( " 第37条)    |

※兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属長に届け出て下さい。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

17. その他

(1) 安全及び衛生に関する事項（健康診断）

(2) 休職に関する事項

次の場合のいずれかに該当するときは、休職となる場合があります（地方公務員法第28条第2項）

- ・心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- ・刑事事件に関し起訴された場合

(3) その他

公務のために旅行（出張）した際の費用については、旅費（費用弁償）を支給します。

<必要な資格・免許>

- ・保育士、社会福祉士のいずれかの資格、又は、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校又は中等教育学校のいずれかの教諭となる資格を有する方（取得見込み可。但し、採用時に取得済みであることが分かる書類（資格取得見込み証明書など）を添付すること。）
- ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学の課程を修めて卒業した者で、本市の子育て包括支援体制における児童館運営業務に熱意を思っ取り組める方、又は、高等学校を卒業し、2年以上児童福祉施設に従事した方
- ・普通自動車運転免許（AT 限定可）
- ・基本的なパソコン操作（ワード、エクセル）のできる方